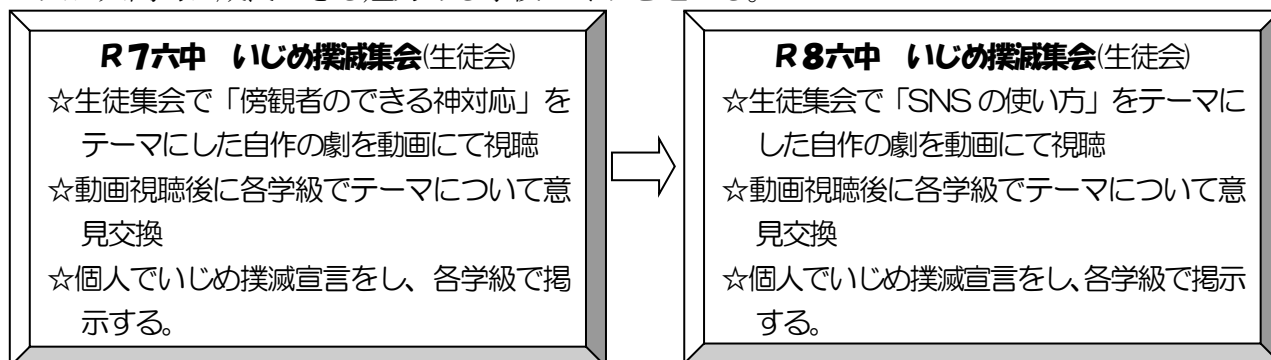


学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

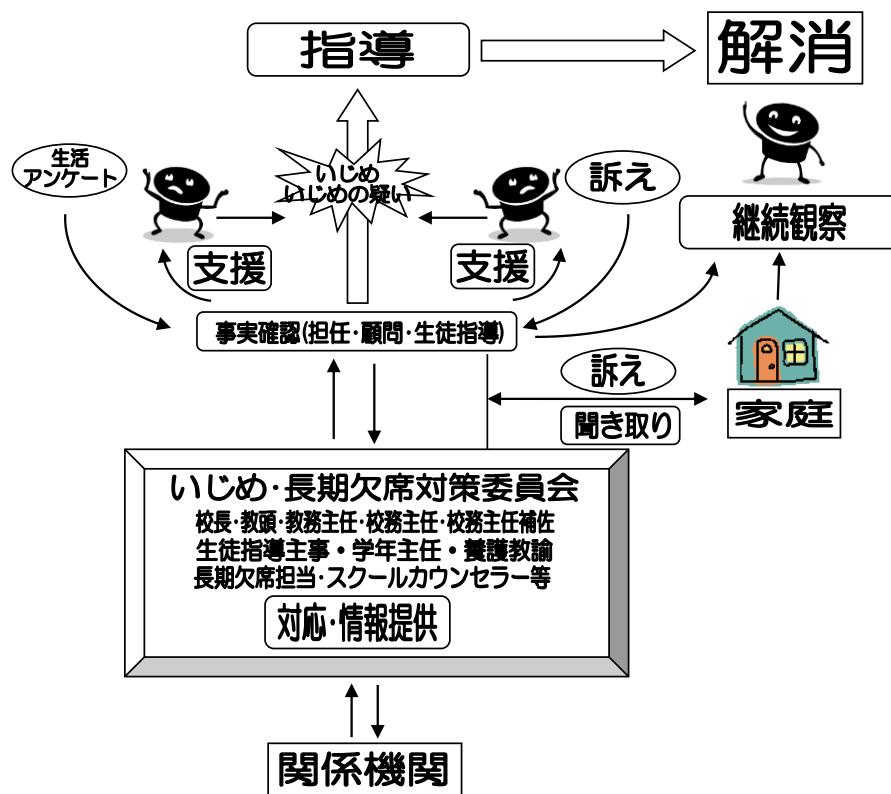
いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。



2 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。



○「いじめ・長期欠席対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートにて、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア チーム学習を通して、生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。毎週水曜日の朝に短時間で行われるスキルアップの時間を活用してよりよい人間関係づくりを促進する。

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命を大切にする態度、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 毎日の短活や道徳の授業で SNS の使い方などを頻繁に取り上げ、情報モラル教育を推進する。生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 生活アンケートを学期に2回実施する。生活アンケートを実施しない月は「心のアンケート」を実施する。また、アンケートを基にした教育相談を定期的実施し、複数担任制の強みを生かして、多くの教員で教育相談に取り組むことで生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 保護者向けのいじめに関するアンケートを実施し、いじめの早期発見・保護者との共通理解に努める。

ウ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや学校相談員等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携しながら取り組む。
- オ 被害生徒、加害生徒への適切なはたらきかけを行い、いじめ解消後の継続的な指導に努める。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、対応を決定する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて子ども家庭庁「いじめ調査アドバイザー」など適切な専門家を加えて対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（1月）し、いじめ・長期欠席対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回実施し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は、4月にホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 学校におけるいじめ防止対策のさらなる強化のため、国が作成したチェックシートを用いて、いじめ重大事態に対する平時からの備えの点検を実施する。
- (5) 校内生徒指導部の会を毎週実施し、生徒についての情報共有や支援の検討を行う。さらに、効果的な支援を行うために共有・検討した内容を継続的に記録する。

<取組の年間計画>

	いじめ・長期欠席対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やS.Cの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長） ○SpringCUP	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○心のアンケート	○「学校いじめ基本方針」をHPへ掲載 ○家庭訪問 ○授業参観・学級懇談会
5月			○奉仕活動（2年）	○生活アンケート	○授業参観・部活動懇談会
6月		○現職研修①「生徒理解と学級づくり」	○修学旅行（3年）	○教育相談週間 ○生活アンケート ○WEBQUテスト	
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○情報モラル教室 ○市長杯	○心のアンケート	○個人懇談会 ○学校評議員会
8月		○中間評価→検証 ○現職研修②（QUによる生徒理解）			
9月			○職場体験学習（2年） ○奉仕活動（1年）	○身体測定 ○生活アンケート	
10月			○AutumCUP ○文化祭（六中祭） ○合唱コンクール ○体育祭（六中祭）	○教育相談週間 ○WEBQUテスト ○心アンケート	
11月				○生活アンケート	○学校保健委員会・教育講演会
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（道徳） ○いじめ撲滅集会 ○赤い羽根募金活動	○心アンケート	○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート ○学校評議員会
1月			○保健指導（命の大切さ） ○スキー学習（2年）	○身体測定 ○教育相談週間 ○心アンケート	
2月		○自己評価		○心アンケート	○学校評議員会で「評価アンケート」の評価を行う。
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会	○生活アンケート	○個人懇談会
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○S.Cによる相談 ○あゆみたしかに（生活記録）の活用	○あいさつ運動（交通安全指導日） ○学区情報交換（なの花ネット・こどもネット六ツ南）	

※いじめが発生した場合の対応については、全職員で共通理解を図りながら、対応していく。